平成１９年度第５回岐阜県入札監視委員会議事録

平成２０年３月１９日（水）
議会東棟３階　執行部控室

【県建設発注工事、資格停止の運用状況等に関する質疑応答】

Ｑ：　資格停止の報告の中で、代表役員が酒気帯び運転の事故を起こして資格停止になったものがあるが、業務とは直接関係のない私生活上の非違行為であっても資格停止措置をするのか？
Ａ：　従業員であれば対象にはならないが、会社の代表役員が起こしたことを重視して資格停止措置を行った。
Ｑ：　資格停止期間で２４か月というのがあるが、最長の資格停止期間はどれだけか？また、最近では最長の資格停止措置を行ったものはあるのか？
Ａ：　最長の資格停止期間は２４か月であり、これを適用した事例は最近ではほとんどない。
Ｑ：　最近は、建設現場等で働く外国人労働者と雇用主との間で、労働条件や賃金などに関するトラブルが多いということを耳にすることがある。労使関係が悪い状態では、工事の品質に影響が出るかもしれないという不安がある。県の工事等においても外国人労働者は増えている傾向にあるのか？
Ａ：　外国人労働者に関する統計を取っていないので詳しくはわからないが、例えば恵那農林事務所管内の工事現場を見る限りでは、外国人労働者が働いているといったことはない。

【抽出事案に関する質疑応答】

１　道整備交付金事業森林基幹道恵北東（１）－２線舗装工事（中津川市川上地内）

Ｑ：　落札者と第２位応札者を除いて、応札金額が類似しており、同額の応札も見受けられるが、業者間で相談していたという心配はないか？
Ａ：　そういったことはないと考えている。特に同額応札者の積算内訳についても比較調査したが、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費といったレベルではそれぞれ金額が異なっており、積み上げた金額がたまたま一致したものだと考えている。
Ｑ：　落札者及び第２位応札者の２者と、それ以外の応札者では、応札金額が大きく離れている。アスファルト等の資材は各業者でそれほど価格が変わるものではないと思われるが、こういった工事ではこれほど差が開くものなのか？
Ａ：　資材費、本工事費の部分においては、当該２者もそれほど低く見積もっておらず、現場管理費と一般管理費、いわゆる企業の儲けにあたる部分について大きくカットしていた。そういった意味で、大きな金額の差は企業努力の範疇だろうと理解している。
Ｑ：　舗装工事ということもあり、落札者はいろいろ研究されてある、程度正確に積算し、最低制限価格すれすれの金額で応札されたものだと思われるが？
Ａ：　歩掛は公表されており、単価も市販の資料から把握できるため、適切な積算をして最低制限価格を正確に推測できたものと考えている。

２　公共地方道路交付金事業　梅谷トンネル（垂井工区）工事（不破郡垂井町梅谷地内）

Ｑ：　共同企業体（ＪＶ）の業者の組み合わせは、業者が自ら行うものなのか？
Ａ：　はい、業者自らが結成するものである。
Ｑ：　この案件は総合評価方式であるが、結果的には応札金額が低かったということが決め手となったという解釈であるのか？
Ａ：　はい。点数では第２位の応札者が若干高かったが、応札価格を踏まえた「評価値」では結果的に最低入札者のほうが高くなったので、最低入札者と契約締結した。
Ｑ：　評価において、隣の工区を当該業者が担当していることを勘案したという説明であったが、そうすると、関連する工事を受注している企業はそれだけで有利になるということなのか？
Ａ：　そういう意味合いではない。安くできた一つの理由として、隣の工区を施工しており、そのトンネル工事に精通しているということである。技術点が高かったのは、現場の状況に精通していることで提案の内容が良かったためである。
Ｑ：　総合評価の技術所見の点数について、高いところで１２点、低いところで１点と大きな差になっているが、これほど開くものなのか？
Ａ：　過去の経験によるところが大きく、数多くトンネル工事を経験している業者は技術提案の内容がたいへん優れている。一方、低い点数であった業者はトンネル工事の経験が少ないところであり、ほかと比べて技術提案書の内容が若干劣っているところがあった。
Ｑ：　そういうことであると、経験のない業者はそれだけで不利にならないか？結果として実績が優先されるとすると、経験がないところはチャンスがなかなか巡ってこないということにはならないか？
Ａ：　そういった点を考慮し、こういったトンネル工事はＪＶを組むルールとなっている。経験のない業者は、経験のある業者と組むことで技術力を吸収するとともに実績を積んでもらいたいということで、ＪＶを組むことを要件としている。
委員：　実質的にはそういうことになると思う。経験が無いにもかかわらず落札してしまうと、出来上がったものに問題が出る恐れがあるので、経験のある業者とＪＶを組んで経験、実績を積んでいくのが現実的なのではないか。

３　新機械棟吸収式冷温水発生機伝熱管更新工事（多治見市前畑町地内）

Ｑ：　この設備（空調機）は平成２年完成であるので、１８年間で腐食が起きたということか？
Ａ：　今回更新した伝熱管については、中を冷却水が循環するものであるが、冷却水はいったん外気に触れるものであるため、外気から不純物が混入することで、長い年月をかけて内側から徐々に腐食していったと考えている。
Ｑ：　一者との随意契約を締結したものであるが、ほかの業者では今回の更新工事を施工することはできないのか？
Ａ：　更新の対象となる伝熱管部分だけを他社の製品で代用できないかについても検討したが、空調機本体のメーカー（三洋電機）の品質検査、適性検査をクリアしたものでなければ、正常かつ高効率に運転できないと考えた。また、仮に他社製品を代用できたとしても、今後トラブルが発生した場合に原因が本体部分か伝熱管部分かを切り分けることが難しくなり、迅速な対応ができなくなる恐れがあるため、当該業者と契約した。
Ｑ：　これまでに点検や維持管理はどのように行ってきたのか？その中でトラブルの兆候などは発見できなかったのか？
Ａ：　年間に４回の点検と故障等に対する応急対応を保守点検業務として委託している。６月の点検時に不具合が発見されたが、それまでの点検では発見できなかった。
委員：８月に１日だけではあるものの冷房不能状態に陥ったとのことだが、点検や維持管理の中で対応しないと、病院という場所なので大問題になりかねない。そういう状態になる前に対応しない

とだめだ。

Q：　こういった設備は、導入したメーカーでなければ修理等もできないから随意契約にせざるを得ないと思われるが、その場合であっても、契約する場合はメーカーの言いなりになるのではなく、例えば他県で同様の製品を使っているとか、そこで同様の修理をしたことがないかといったことを調べるなど、少しでも安くなる努力をすべきだと思う。

A：　今後の課題でもあり、そのようにしたいと考えている。

４　公共 特殊改良一種工事 ３６３号（土岐市鶴里町柿野地内）

Q：　この案件も、落札者及び第２位応札者の２者と、それ以外の応札者では、応札金額が大きく離れている。どういう理由だと考えているか？

A：　積算内訳をチェックしたところ、応札額の低かった２者は県の積算と比べ、直接工事費で約７５％、それ以外の経費でも約７２％で積算しており、どうしても仕事をとりたいという意思が強かったと考えている。

Q：　予定価格約３８００万円に対し２６８０万円でも施工できたということだが、そうであるなら初めから予定価格をもっと低くするよう積算できたのではないか？

A：　県は国土交通省と同じ積算基準に従って積算しており、この基準により適正に積算しているので、予定価格は妥当なものだと考えている。

Q：　これまでの説明では、安く応札される場合は例えば現場が近いから移動の経費が安いとか、資材などを関係する業者から仕入れるため安価になるといった理由があったが、この案件はそういった理由は無いのか？

A：　業者からは、応札額の差は、仕事が無いときに社員を遊ばせておくか安くてもとるかという差であるという話を聞いている。

委員：　企業努力であるのか、あるいは無理をしているのかはわからないが、なぜ無理をするのかといえば、例えば社員を遊ばせておきたくないというのも一つの理由だろうし、実績を積みたいといったことなど、企業としていろいろ事情があると思う。そういう観点からいうと、最低制限価格以上の応札であるので一応は健全といえる。仮にこの落札価格が「標準的な予定価格」ということになると、今回９０％以上で応札した業者というのはある意味で入札参加が難しくなる。

５　公共 予防治山事業工事 小里川（瑞浪市稲津町小里榛地内）

Q：　辞退が４者あったが、どういった理由だったのか？

A：　いろいろな工事を抱えたり下請に入ったりする中で、この時期はどうしても技術者が不足するとのことであった。

Q：　一般的には仕事が少なく厳しい状況だと思われるが、この管内はわりと仕事が多く、そのため技術者が配置できないということか？

A：　厳しいことには変わりないと思われるが、そういった中で下請や小さな工事をとるなど、一生懸命努力されていると推測している。

Q：　落札率が比較的高いことや辞退が多いこと、応札額が同じような金額になっていることなどからすると、疑わしいことはないのか？

A：　工事の内容からすると、特に難易度が高い工事ではなく、また積算内容についてもそれほど難しいものではないので、このような入札となったと考えている。また、落札率についてもほかの案件でも近い率となっている。

Ｑ：　こういった工事は、崖崩れが起きそうな心配のあるところを見て回ってそれで工事するのか？
Ａ：　治山工事は、基本的に市町村からの申請に基づいて県が観察した上で、優先度を決めて実施している。
Ｑ：　市町村からの要望を受けて県が実施する工事は、要望に対して何割くらいなのか？実施されなかったものについては翌年へ送るということか？
Ａ：　５割程度実施している。実施されなかったものは、順繰り、緊急度と照らし合わせて翌年度以降に実施する。

６　公共　地方道路交付金事業（橋梁補修）工事（本巣市石神地内）

Ｑ：　２者しか応札がないが、橋梁補修工事というのはそれほど専門的で業者が少ないのか？
Ａ：　橋梁を専門にやっているところは非常に少ない。岐阜県内には、今回応札した大手の２者のみである。
Ｑ：　最初はどれくらいの応札者数を見込んでいたのか？
Ａ：　県内で２者、名古屋を含めると東海地区で１２者、さらにもう少し離れた近畿圏などからの応札も見込み、全体で２０者程度の応札を見込んでいた。
Ｑ：　その見込みに対して実際は２者のみであったが、今回なぜこんなに少なかったのか？
Ａ：　１つは、全国的に耐震補強などの発注が多くなっているということと、このため技術者の配置が非常に厳しくなっているということ、それから、この案件は橋梁補修工事としては比較的金額が小さいものであるため、大手の業者が参加しなかったというように考えている。この業界に関しては、現在は買い手市場になっており、比較的応札が少ない傾向にある。
Ｑ：　入札公告は、他府県の業者に周知するのはどういった方法なのか？
Ａ：　県のホームページに掲載している。それ以外にも、ＪＡＣＩＣのホームページや日刊業界４紙に公告情報を掲載していただいている。
Ｑ：　昨年くらいから鉄の価格がずいぶん上がっているようだが、こういう工事に対して何か影響は出ているか？
Ａ：　この工事に関しては、特に鉄を多く使う工事ではないため、影響は出ていない。

【入札制度の見直しに関する質疑応答】

Ｑ：　「主観点数の拡充」のうち、少子化対策、地域社会への貢献度、障害者雇用状況というのは具体的にどのような評価をするのか？
Ａ：　少子化対策については、次世代育成支援法に基づき労働局に提出する一般事業主行動計画というものがあり、その提出状況等を判断基準の１つとしている。障害者雇用に関しても、労働局に提出される障害者雇用状況の報告書の状況を見ながら評価している。地域社会への貢献度については、災害時協定、地域でのボランティア活動、除雪等による地域への貢献、消防団活動といった項目により評価している。
委員：　競争性の促進というのは一つの方向であり、地元業者の保護と競争性の促進、どちらかを選べといったらそれは競争性の促進をぎりぎりのところでは選択しなければいけない。しかし本音を言うと、県内の建設業者が次々破産の申し立てをしているのを目にしていることもあり、個人的には地元業者を何らかの形で、見てやらなければいけないと思う。そういう中で今回、総合評価方式の項目で「県内業者の下請率」を追加されたのはいいことではないかと思っている。正面から地元業者の保護というといろいろ批判があると思うが、こういう形で地域要件の中で加える

ことには賛成である。

委員：　入札手続の短縮については賛成である。手続きのために職員がものすごく残業をした場合、それがサービス残業だと問題であるし、残業手当をたくさん払うことになれば人件費がかさむため、何のための入札改革なのかということになってしまう。

【一者入札に関する調査結果報告に対する質疑応答】

Ｑ：　入札辞退により１者のみの応札であったもの（一者入札）のうち契約に至ったものの件数が、最近増えている傾向にあるようだが、それはどういう理由なのか？

Ａ：　全体傾向として辞退そのものが増えているという背景があると思われる。また、一般競争入札が少しずつ拡大する中で、参加業者も興味のある工事、とりたい工事だけに絞って手を挙げるという傾向も強まっていることもあると思う。それらが結果的には一者入札を増やしていると見ている。

Ｑ：　公共工事に対してあまり魅力を感じなくなったということもあるのか？

Ａ：　当然、自らの経営のためには効率的に受注していきたいという意欲はあると思われる。特に指名競争入札の場合、発注者が一方的に指名していることから、業者からしてみれば「予想外に指名された」ということもあるのかもしれない。

Ｑ：　前回の議論の中でいちばん心配したのは、１者だけ残してほかが全部辞退すると、勝手に価格が決まってしまうということ。裏で談合をしてそれが成立したのではないかということを心配したのであって、その辺のことをどう解釈されてるのか？

Ａ：　談合の排除といった側面もあり、今まで明文化されたものがなかったため、今後の対応案の②のとおり、指名競争で１者しか残らなかった場合には開札も行わずに入札を中止することを原則とすることを明文化していきたい。

委員：　今まであまり実態が把握されていなかったことに比べると、これだけ把握されて対応案も示されていることは、非常にいいことだと思う。